

あとがき

本書は以下に掲げる拙稿を下敷きとし、加筆修正や新たな章の書き起こしを行った上で取りまとめたものである。

- ・「ドイツ社会扶助制度改革と自治体財政」『賃金と社会保障』1406号、2005年（21～30頁）。
- ・「ハルツ IV 法によるドイツ社会扶助改革と政府間財政関係の進展」『金沢大学経済学部論集』26巻2号、2006年（125～155頁）。
- ・「ハルツ IV 改革とドイツ型財政連邦主義の行方」『金沢大学経済学部論集』27巻2号、2007年（149～173頁）。
- ・「ドイツ社会扶助制度改革と自治体財政への影響」日本地方財政学会『三位一体改革のネクスト・ステージ』勁草書房、2007年（123～143頁）。
- ・「ドイツにおける社会扶助と就労支援」『医療・福祉研究』18号、2009年（62～71頁）。
- ・「ローカルな「貧困との闘い」の可能性—EUの枠組みにおけるドイツの事例を中心に—」『彦根論叢』382号、2010年、（81～107頁）。
- ・「財政連邦主義をめぐる論点とドイツ連邦制の今日的課題」『西洋史研究』新輯40号、2011年（171～183頁）。
- ・「ドイツ社会保障制度における政府間関係」『海外社会保障研究』180号、2012年（27～40頁）。
- ・「対貧困政策としての地域的雇用政策—ドイツ求職者基礎保障の事例を中心に—」『地域経済学研究』29号、2015年（60～78頁）。

また本書は、以下の研究助成による研究成果の一部である。

- ①科学研究費補助金 基盤研究 (B) 海外学術調査「社会保障施策の地域的・総合的提供（「政策の束」）に関する国際比較研究」（19402040）、研究代表者：武田公子、2007-2010年度。
- ②科学研究費補助金 基盤研究 (B) 海外学術調査「ドイツの最低生活保障・失業保障統合の法政策的研究」（21402011）、研究分担者（研究代表者：木下秀雄大阪市立大学法学部教授）、2009-2011年度。
- ③科学研究費補助金 基盤研究 (B) 海外学術調査「ドイツ求職者基礎保障10年の検

証」(24402021) 研究分担者(研究代表者:布川日佐史法政大学教授)、2012-2014年度。
④科学研究費補助金 挑戦的萌芽研究「ローカルな雇用創出の可能性—ドイツにおける認可自治体モデルの事例—」(26590108)、研究代表者:武田公子、2014-2016年度。

このうち、②③の共同研究は、1996年から発足し、20年近くの長きにわたって続いている、ドイツの社会保障政策研究である。労働経済論、公的扶助論、行政法など多様な分野の研究者による共同研究であり、本書の執筆までの過程においては共同研究者の諸氏より多くの教示、刺激を受けた。研究会メンバーである上田真理、上畑恵宣(故人)、木下秀雄、嵯峨嘉子、嶋田佳広、庄谷怜子、瀧澤仁唱、名古屋功、布川日佐史、前田雅子、吉永純の各氏には心より御礼申し上げたい。

最後に、ハルツ改革をめぐる直近の状況について付言し、今後の研究への展望に代えたい。というのも、2015年夏にドイツでの現地調査を行う中で、次のような興味深い知見を得ることができたためである。

第一に、2012年に認可自治体への移行を果たした自治体のひとつであるヴッパータール市(ノルトライン・ヴェストファーレン州)の事例である。旧ルール工業地域にあり、経済構造上の課題から高い失業率を抱える同市にあって、ヴッパータール・ジョブセンター公法人機構(日本でいう地方独立法人)の所長は、「労働市場から遠い人々」にも人間的尊厳に値する仕事を作り出すことができるのが、認可自治体の優位性だと説いた。BAの方針によって就労機会が縮小に向かっている中、一般労働市場への統合が困難な長期失業者には、やりがいのある、創造的な、半公的雇用が不可欠であると考え、独自の手法を駆使して訓練の場を兼ねた雇用を創出している。それは例えば、廃墟となった建物を博物館や老人ホームにリノベーションし運営する、シナゴークが放火された地区にどの宗教でも使うことのできる教会を手作りする、というようにまちづくりと一体化した職業訓練および雇用であったりする。こうしたことは、自治体が自ら受給者に提供する措置の実施主体となり得る認可自治体ならではのことである。同ジョブセンターは、本書で

取り上げた五つの認可自治体に比べて、さらに自由度の高い段階に至っているように見受けられた。2014年の連邦憲法裁判所判決によって、連邦の自治体に対する直接の監査権が否定されたことから、今後の認可自治体モデルにおける統合措置が更なるイノベーションを遂げるのではないかと考えられる。引き続きこれらの動向を観察していきたいと考える次第である。

第二に、SGBII がターゲットグループのひとつとして重点を置く若者に対する就労支援が、きわめて重層的に展開されていることである。まずは学校教育の枠内で卒業前の生徒たちへの就職相談や職業訓練ポストへの導入が行われる。SGBIII の枠組みで AA から職業相談員が学校に派遣される仕組みもある。家庭や個人的な問題を抱える生徒に対しては、児童青少年扶助 (SGBVIII) の枠組みの下、自治体によるきめ細かな職業相談や支援がなされる。SGBII 受給世帯の生徒や、卒業後職業訓練ポストに着けなかった若者に対しては SGBII の枠組みでの支援がある。最近ではこれらの諸手段を横断的に連携させた「若者職業エージェンシー」というプロジェクトも各地で展開されてきている。これは主として gE を中心に実施されているものであるが、gE においてもこのように異なる法的枠組みをもつ諸部門を連携させたプロジェクトが取り組まれており、特に自治体が担う SGBVIII との連携の強化が注目されるところである。

第三に、2015年夏のシリアからの難民の大量流入がある。現地調査時は、ハンガリー国境に多くの難民が殺到し、まさにこれからドイツに向かおうとしていたタイミングであり、訪問先のジョブセンターでもこの問題をめぐっての今後の対応についても話を聞くことができた。難民認定を受けた人々は、ドイツでの居住を認められれば、SGBII に基づいて職業教育訓練を受け、ドイツの労働市場へと統合されていくことになる。今年だけで80万人ともいわれる難民の流入を前に、ナーレス連邦労働社会大臣は、高齢化が進み労働力が不足するドイツにおいて、これは幸運なことだと述べた。しかし、1人ひとりの相談やプロファイリングを行い、ドイツ語習得を含む職業教育訓練を提供し、職業斡旋を行っていくという一連の業務を担うのは各地のジョブセンターに他ならない。来年には SGBII 受給者が50万人増えるとの

予測もある。こうした突発的な情勢の局面にあって、ジョブセンターが今後どのような施策を展開し、どのような成果を挙げていくのかについて、引き続き注目していきたい。

2015年10月

武田 公子